一　地域再生計画の作成主体の名称　福井県
二　地域再生計画の名称　ふくいの地域資源活用促進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　福井県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十一号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　福井市
二　地域再生計画の名称　三里浜砂丘地の産地再生から始まる　若者が希望を持って就業できる農業の実現プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　福井市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十二号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　小浜市
二　地域再生計画の名称　「御食国若狭と鯖街道」交流ネットワーク推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　小浜市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十三号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　越前市
二　地域再生計画の名称　伝統工芸産地活性化事業
三　地域再生計画の区域の範囲　越前市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十四号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　山梨県北都留郡小菅村
二　地域再生計画の名称　流域ＤＭＯを核とした１／２村民・１／３村民創出のための地域再生計画
三　地域再生計画の区域の範囲　山梨県北都留郡小菅村の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十五号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び飯田市並びに長野県北安曇郡白馬村
二　地域再生計画の名称　中・高校生によるＲＥＳＡＳを活用した地方創生のための探究型学習推進計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十六号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　長野県及び南信州広域連合
二　地域再生計画の名称　長野県航空機産業集積化による地域イノベーションの創出計画
三　地域再生計画の区域の範囲　長野県の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十七号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　松本市
二　地域再生計画の名称　松本ヘルス・ラボを中心としたヘルスケア産業創出事業計画
三　地域再生計画の区域の範囲　松本市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十八号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　飯田市
二　地域再生計画の名称　遠山郷の若者の思い実現プロジェクト
三　地域再生計画の区域の範囲　飯田市の区域の一部（上村地区及び南信濃地区）（詳細は内閣府において閲覧に供する。）
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）

○内閣府告示第二百六十九号

地域再生法（平成十七年法律第二十四号）第五条第十六項の規定に基づき、平成二十八年十二月十三日付けで地域再生計画を認定したので、次のとおり公示する。

平成二十九年一月十九日

内閣総理大臣　安倍　晋三

一　地域再生計画の作成主体の名称　諏訪市
二　地域再生計画の名称　ＳＵＷＡクリエイティブシティ化戦略
三　地域再生計画の区域の範囲　諏訪市の全域
四　基本方針（地域再生法第四条第一項に規定する地域再生基本方針をいう。以下同じ。）に定めるために必要なもの（番号については、基本方針に定めるところによる。）　まち・ひと・しごと創生交付金（地方創生推進交付金）（五の五の①）